

旧本田家住宅主屋解体復元工事及び関連工事並びに実施設計技術支援事業者選定プロポーザル

質問と回答

No.	質問の項目	質問内容	回答
1	収蔵庫の増設について	「総合図-②仕様概要書-3.活用計画」に収蔵庫の増設について地上1階建てとありますが、「総合図-⑥修理後 面積表及び求積図」では地上2階建て、「プロポーザル要求水準」には地上1階・地下1階となっております。どちらが正でしょうか。	地上1階・地下1階が正となります。
2	構造補強について	「構造-設計概要書」にFG1 600*300と記載されていますが、耐圧盤はなしで地中梁のみの施工と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。詳細は実施設計で決定します。
3	備品・仕上類の解体	「解体工事-A06-3解体工事(1)備品・仕上類の解体」について原則として大バラシとありますが、オクの床脇壁(和紙貼)及び廊下(3)の墨書(漆喰壁)については現段階でどのように解体すると解釈すればよろしいでしょうか。	墨書(和紙)が残る面を養生し、合板で壁を挟み、下地と一体になった状態で取り外すなど、壁を損傷させない方法としてください。なお、搬出時の大きさについては、監督員・監理者と協議し、決定することとします。
4	解体工事後の市の調査について	「解体工事-A06-3解体工事(6)礎石・束石等の基礎調査」について市の発掘調査はどの程度の規模・期間を想定していますでしょうか。	発掘調査の期間は、令和4年4月～6月を想定しています。規模は主屋下全面及び収蔵庫建設予定地で、バックフォー(ミニ)を使用し調査することを想定しています。
5	解体工事工程表(書式)について	書式原本はA4横書き片面ですが、プロポーザル実施要領にはA3横書き片面となっております。適宜行列を追加変更しても構わないでしょうか。	本書式は、A4、A3のどちらでも可とします。また、行列は追加変更しても構いません。

No.	質問の項目	質問内容	回答
6	諸官庁等協議の実施開始時期	甲州街道からの侵入位置、保管小屋設置に係る建築確認等諸官庁等との協議を技術提案書提出までに開始し、提案書に反映させることは困難と想定します。現状受領している資料の範囲で計画・提案することとしてよろしいですか。	現在受領している資料の範囲で計画・提案することでも構いません。 甲州街道からの進入位置は、設計時に北多摩北部建設事務所との協議済みであり、設計図A-18に反映させています。保管小屋については、「要求水準書P.3 技術的要求水準（2）解体工事の要件、提案・留意事項 キ. 敷地内に建設する素屋根、部材保管庫等について」の内容を満たす提案となるようご注意ください。
7	プロポーザル実施要領 P7	「工事に伴う官公庁への申請手続きは施工者が行い…」の想定内容として例示されている手続きは全て施工者が行う範疇を越えるものと思いますが、請負に含まれるのですか。	実施要領P7に記載されている「・主屋再築のための建築審査会の同意」から「・復元工事契約の議会決議」までは、設計者並びに市が行う内容であり、施工者の業務には含まれません。 施工者が行う申請については、例えば、素屋根や保存小屋の建築にあたり確認申請が必要となった場合などを想定しています。
8	東側道路の擁壁後退について	仕様概要書02 1.<板塀・庭園>のうち、修理計画中東側道路境界についての記述がありますが、道路側からの工事は幅員・交通量を考慮すると困難と想定します。道路管理者および警察署との協議が不調になった場合、保存区域とされている東側庭園での工事となります。庭園の保存について協議願います。	東側道路境界での施工方法について、実施設計にて道路管理者等と協議、詳細検討を行います。
9	敷地北東での工事用進入路の確保	解体工事／参考図・仮設計画図での計画はされていませんが、築山を避けた位置での搬入路を確保することが工事上有効（特に収蔵庫について）と判断します。上記同様保存区域にあたりますが、搬入路として使用することは可能でしょうか。	使用する事は可能です。ただし、築山を避け、保存樹木の根を傷めずに搬入路を確保することが望ましい。

No.	質問の項目	質問内容	回答
10	解体工事範囲 (既存応急補強 ブレース材)	既存建物に応急補強のブレース材がありますが、撤去・処分は請負に含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	工事に含まれます。
11	既存建物アスベスト調査	既存建物のアスベスト調査は実施していますでしょうか。未実施の場合はアスベスト調査のみ見積りに含み、含有されていた場合の処分は別途と考えて宜しいでしょうか。	アスベスト調査は実施していませんので、解体工事にてアスベスト調査を実施してください。 調査の結果、石綿の含有が認められた場合は、監督員と協議の上、決定することとします。
12	解体工事仮設計 画図	参考仮設計画図内搬入路、敷き鉄板・現場事務所位置に伐採・移植の予定の無い樹木、庭石、水飲み場等があります。当たる樹木、庭石等につきましては、移植・移動等の協議は可能でしょうか。	樹木については、施工者より提案された仮設計画を基に協議の上、決定します。 庭石は、シートで覆った上に砂で石が埋まるように養生することを想定しています。 水飲み場等、養生が困難な場合は、協議の上、決定することとします。
13	基本設計／総合 で図面番号13お よび18が見当た りません	基本設計／総合の設備計画図の当たると思われる図面番号13および18が見当たりません。単に欠番と考えてよいですか。	図面番号13・18は、欠番です。
14	実施設計技術支 援業務委託仕様 書(案)の業務 対象	(3) その他、発注者が指示するもの、とは現時点想定されているものをご教示ください。	収蔵庫や板塀、庭園や植栽などを想定しています。

No.	質問の項目	質問内容	回答
15	同上の業務内容	<p>(1) 解体調査時の大工業務は、解体時の仕口調査の協力、材の番付程度までと考えて宜しいでしょうか。材の詳細な調査は別途と考えてよろしいですか。</p>	<p>左記内容に加え、復元工事での組み立て作業を見据えて木材に限らず必要な構成部材の配置、仕様、寸法等の確認及び記録を行ってください。</p> <p>また、詳細な調査は設計者が行います。ただし、施工者は実施設計技術支援業務において、設計者に協力してください。</p>